

# 大分県報

令和四年  
号外（六一）  
九月三十日

（金曜日）

## 目次

### 条 例

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定	一
職員の定年等に関する条例等の一部改正等	二
職員の育児休業等に関する条例の一部改正	一七
職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正	一九
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	一九
大分県建築基準法施行条例の一部改正	二一

## ○条 例

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十六号

### 職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢）

**第二条** 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、五十五歳とする。

（高齢者部分休業の承認）

**第三条** 任命権者は、高齢者部分休業を申請した職員が前条に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業を

することを承認することができる。

**2** 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

**第四条** 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じた時間から人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（休業時間の延長）

**第五条** 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

**第六条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

**2** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の当該高齢者部分休業の申請理由が消滅した場合であつて、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があつたときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すものとする。

（退職手当の取扱い）

**第七条** 高齢者部分休業の承認を受けた職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第七項及び第九項中「前各項」とあるのは、「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年大分県条例第二十六号）第七条」とする。

（委任）

**第八条** この条例に定めるもののほか、高齢者部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規

則で定める。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の間年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十七号

### 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

**第一条** 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年（第二条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢による降任等（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第十二条）

第五章 雑則（第十三条）

#### 附 則

##### 第一章 総則

第一条中「第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三並びに」を「以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二第一項、第二項及び第四項、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七、」に改め、「第四十三條第三項」の下に「並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條の四第二項」を加え、同條の次に次の章名を付する。

##### 第二章 定年

第三条及び第四条を次のように改める。

（定年）

**第三条** 職員の定年は、年齢六十五年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び保健所、病院その他の施設等において医療業務に従事する歯科医師の定年は、年齢七十年とする。

（定年による退職の特例）

**第四条** 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限り、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないこと。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

本則に次の三章を加える。

### 第三章 管理監督職務上限年齢による降任等

(管理監督職務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

**第六条** 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第三条第二項に規定する職を除く。)とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。)第十一条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)第三条の二又は大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)第五条に規定する管理職手当を支給される職員の職

二 警視又は警部の階級にある警察官(前号に掲げる職を除く。)

三 前二号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職(管理監督職務上限年齢)

**第七条** 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

**第八条** 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職級の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職級に属する職に、降任等をする事。

三 当該職員その他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職級より上位の職級に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職級と同じ職級又は当該職級より

下位の職級に属する職に、降任等をする事。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。)」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第一号及び第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第九条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長す

ることができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職級の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）  
**第十条** 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）  
**第十一条** 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

**第四章 定年前再任用短時間勤務職員の任用**  
**第十二条** 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

**第五章 雑則**  
**第十三条** この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
 附則第七項中「（昭和三十二年大分県条例第三十九号）」を削る。  
 附則に次の五項を加える。  
 （定年に関する経過措置）  
 12 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

13 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対する第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

14 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までにおいて、旧条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対する第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

15 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条第二項に規定し、及び旧条例第三条第一号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年(同条第二号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあつては年齢六十三年。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

16 警察本部長は、当分の間、特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するも

のとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第九項を次のように改める。

9 地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第一項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。)(第十五条第三項又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)(第十三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削る。

第十三条の六第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「相当する額(以下)の下に「この号及び次項において」を、「得た額(以下)の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加える。

第十四条の五第一項及び第十四条の六第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第二十二条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十三条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の三第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の四の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第十一条の二」を「第七条第二項から第八項まで、第十一条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の十項を加える。

37 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日（附則第三十九項及び第四十一項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

38 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

四 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員

39 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第四十三項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第三十七項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第四十一項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事

委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三十七項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

40 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第一項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

41 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項に規定する公安職俸給表（一）に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三十七項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

42 附則第四十項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第四十項中「前項」とあるのは「附則第四十一項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

43 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第三十九項及び第四十一項に規定する職員を除く。）であつて、附則第三十九項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第四十項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

44 附則第三十九項、第四十一項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三十七項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十九項、第四十項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

45 附則第三十九項、第四十一項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する

第五条第二項、第十四条の五第一項、第十四条の六第一項及び第二十二條第五項（第二十三條第四項において準用する場合及び職員の子休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年大分県条例第三十八号）第三條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項、第十四条の五第一項、第十四条の六第一項及び第二十二條第五項（第二十三條第四項において準用する場合及び職員の子休業等に関する条例（昭和四十六年大分県条例第三十八号）第三條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定により読み替えて適用する場合を含む。）	給料月額	給料月額と附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料の額との合計額
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三條第一項	給料月額	給料月額と給与条例附則第三十九項、第四十一項、第四十三項又は第四十四項の規定による給料の額との合計額

46 附則第三十七項から前項までに定めるもののほか、附則第三十七項の規定による給料月額、附則第三十九項の規定による給料その他附則第三十七項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第二中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

改める。

再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
-------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第三のイの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000
-------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第三のロの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第四中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

定年前再任用短時間勤務職員	基	準	準	準	準	準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

に改める。

別表第五中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」

と

再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基	準	準	準	準	準	準	準	準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

に

改める。

別表第六のイの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」と

再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基	準	準	準	準	準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200	

に改める。

別表第六のロの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」と

再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基	準	準	準	準	準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200	

に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第三条** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用職員」という。で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に改める。

第十二条の二第四項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条第二項中「又は」を「若しくは」に、「をいう。」の「を」を「をいう。」又は高齢者部分休業（年齢が五十五歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。）の「」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第四条** 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

第十四条第二項中「又は」を「若しくは」に、「をいう。」の「を」を「をいう。」又は高齢者部分休業（年齢が五十五歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。）の「」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

**第五条** 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十八条の四第一項の規定により採用された職員」に改める。

（大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）



**第六条** 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」という。で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを「定年前再任用短時間勤務職員」という。」に改める。

第二十三条第四項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条第二項中「又は」を「若しくは」に、「をいう。」を「をいう。」又は高齢者部分休業（年齢が五十五歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。）の」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第七条** 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「前条の」を「前条に」に改め、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「が十八日」を「第十条第二項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（大分県の休日を含め）が二十日に満たない場合にあっては、十八日から二十日と当該一月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同条第三項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、「及び同法第二十八条の四第一項の規定により採用された者」を削る。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第五条の二第二項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十四項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用）

**第五条の三の二** 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十四項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された後に退職した者）」と、「給料月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二第一項の俸給月額の減額改定）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第二項」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第二号ロ」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第二項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」。次号において同じ。）」を加える。

第六条の三の表の第六条の二の項中「第五条の二第二項の」を「第五条の二第二項（「同条」を「第五条の三」に改め、同条の第六条の二第一号の項の読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」。次号において同じ。）」を加え、同項の読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）」。以下この号

及び次号において同じ。)及び」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「額(以下)の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」が「十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第四項中「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のもの)その他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項(この項において読み替える場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第二項から第二十二項までを削る。

附則第二十三項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号) 附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。))又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。))」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十四項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第七十一号)」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(昭和五十九年法律第八十七

号)」を、「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第百八十二号)」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十五項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号) 附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号) 第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十六項を附則第五項とする。

附則第二十七項中「条例第二十六号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大分県条例第二十六号。以下「条例第二十六号」という。))」に、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十九項から第二十四項まで」に、「附則第二十七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第二十八項中「第五条の二」を「第五条の二第一項(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。))及び附則第二十二項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十九項中「第五条」の下に「又は附則第二十項」を加え、「附則第二十七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十項中「附則第十一条」を「附則第十三条」に改め、同項を附則第九項とし、附則第三十一項から第三十三項までを二十一項ずつ繰り上げる。

附則第三十四項及び第三十五項を削り、附則第三十六項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する俸給月額額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五に規定する者の基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附則第三十七項を附則第十五項とし、附則第三十八項を附則第十六項とする。

附則第三十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第四十項中「の同項」を「(同条第三項に規定する者を除く。))の同条第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

その者（引き続きこの項前段に規定する者であるものとした場合に、この項前段の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

附則第四十項を附則第十八項とし、附則に次の六項を加える。

19 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号。以下「令和五年旧職員定年条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員にあつては、六十歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第四条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十九項」とする。

20 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員にあつては、六十歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第五条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第二十二項」とする。

21 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- 一 令和五年旧職員定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 二 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員
- 三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として任命権者が知事の承認を得て定める職員

22 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）附則第三十七項の規定による職員の給料月額額の改定は、第五条の二第一項に規定する給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

23 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表以外の部分中「定年退職日」とあるのは「定年（令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲

げる職員に相当する職員として規則で定める職員及び附則第二十一項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員にあつては六十三歳とし、附則第二十一項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）「退職日」と、第五条の三の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員及び附則第二十一項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員にあつては六十三歳とし、附則第二十一項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）退職日と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

24 当分の間、第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第五条の三の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、「二十年を」とあるのは「十五年を」とする。

令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員及び附則第二十一項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
令和五年旧職員定年条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として規則で定める職員	六十三歳
附則第二十一項第一号及び第二号に掲げる職員	六十五歳
附則第二十一項第三号に掲げる職員	規則で定める年齢

（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）  
**第八条** 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条第一項第一号並びに第十五条第三項及び第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

**第九条** 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「とする」を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。第四条第一項において同じ。)とする」に改める。

第四条第一項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合及び法第二十八条の二第一項に規定する降給の」に改める。

第五条第二項中「降任」の下に「(法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この項において「他の職への降任等」という。)に該当する降任を除く。)」を、「降給」の下に「(他の職への降任等に伴う降給を除く。)」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(職員の給与に関する条例附則第三十七項の規定を受ける職員に係る特例)

2 職員の給与に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三十九号)附則第三十七項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに職員の給与に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三十九号)附則第三十七項の規定による降給とする」とする。

3 第五条第二項の規定は、職員の給与に関する条例附則第三十七項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により降給した旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

**第十条** 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年大分県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「附則第三十一項」を「附則第十項」に改める。

第四条中「一日」を「一日」に、「について」を「その発令の日に受ける」に改

め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

**第十一条** 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十三年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条第一項第一号並びに第十三条第三項及び第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第十二条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

**第十三条** 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「昭和五十九年大分県条例第十三号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 定年条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第十条第三号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第十条第二号中「職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の一号を加える。

三 定年条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長された管理監督

職を占める職員

第十六条の表第七条第九項の項を削り、同表の中欄中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條の表の中欄中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第十一条の二」を「第七条第二項から第八項まで、第十一条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四條第二号中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二十五條第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の二項を加える。

(育児短時間勤務職員についての給与条例附則第三十七項等の特例)

5 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第三十七項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に、職員勤務時間条例第十五條第二項又は学校職員勤務時間条例第十三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第十五條第一項又は学校職員勤務時間条例第十三條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第三十七項の規定の適用を受ける場合における第二十一條の規定の適用については、同条中「第十八條まで」とあるのは、「第十八條まで及び附則第五項」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十四條 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九條第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十一條第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九條第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十五條 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十六條の三第一項の規定による承認

第八條第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第十一条の二」を「第七条第二項から第八項まで、第十一条の二」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十六條 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年大分県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二條中「第二十八條の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第十七條 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五条まで」の下に「又は附則第十九項若しくは第二十項」を加え、「第五条の三まで」を「第五条の三の二まで及び附則第十九項から第二十四項まで」に改める。

附則第六項中「第五条の二」を「第五条の二第一項（退職手当条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第二十二項」に改める。

附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第二十項」を加える。

附則第八項中「新条例」を「退職手当条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項各号列記以外の部分及び第一号中「新条例」を「退職手当条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第十八條 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第二十七項」を「附則第六項」に改める。

第十九條 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年大分県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第二十七項から第二十九項まで並びに第三十四項及び第三十五項」を「附則第六項から第八項まで」に、「附則第七項」を「及び第七項」に改める。

第二十條 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年大分県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第三十九項」を「附則第十七項」に改める。

(大分県職員定数条例施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に関する条例等の廃止)

**第二十一条** 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 大分県職員定数条例施行に伴い退職する職員に対して支給する退職手当に関する条例(昭和二十四年大分県条例第三十六号)
- 二 職員の再任用に関する条例(平成十三年大分県条例第四号)
- 三 職員の給与の特例に関する条例(平成十六年大分県条例第四十四号)
- 四 職員の給与の特例減額に関する条例(平成二十五年大分県条例第二十八号)

**附則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第七条中職員の退職手当に関する条例第十条第四項の改正規定、附則第三十項の改正規定(「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。)及び附則第三十九項の改正規定(「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第二十一項、第二十二項及び第二十八項の規定 公布の日
  - 二 第七条中職員の退職手当に関する条例第二条第二項並びに第十条第二項及び第十一項の改正規定並びに附則第四十項の改正規定(同項を附則第十八項とする改正規定を除く。) 令和四年十月一日
- 2 (職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
 

任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期間(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期間又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第四条第三項及び第四項の規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。
- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下次項から附則第九項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができ。
  - 一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者
  - 二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)(であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
  - 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)(であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再

任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第八項及び第九項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがあるもの

6 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

7 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

8 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会

規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

9 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第六項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第二十項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

10 前二項の任期においては、附則第七項の規定を準用する。

11 暫定再任用職員（附則第五項、第六項、第八項及び第九項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の附則第七項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

12 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

13 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

15 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同

項に規定する職に係る年齢とする。

17 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第五項から第十二項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第十九項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第十七項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

20 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日まで新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十二条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第十二条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

21 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

22 暫定再任用職員の採用のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

23 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第三十七項及び第三十九項から第四十六項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。

24 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第六条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第七条第一項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

25 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（以下この項において「職員勤務時間条例」という。）第十五条第二項又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（以下この項において「学校職員勤務時間条例」という。）第十三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第十五条第一項又は学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第六条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第七条第一項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第八条の規定による改正後の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（以下「新職員勤務時間条例」という。）第十五条第三項又は第十一条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（以下「新学校職員勤務時間条例」という。）第十三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を新職員勤務時間条例第十五条第一項又は新学校職員勤務時間条例第十三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

27 （職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  
暫定再任用職員に対する第七条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以



下「新退職手当条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「暫定再任用職員（職員の定年等を定める条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第五項若しくは第六項又は第八項若しくは第九項の規定により採用された職員をいう。）を除く。以下「職員」という。」とする。

28 第七条の規定（附則第一項第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

29 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第十二条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新派遣条例」という。）第二条第二項第一号の規定の適用については、令和十四年三月三十一日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（職員の定年等を定める条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第五項又は第六項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。）とする。

（勤務延長している職員の経過措置）

30 当分の間、新派遣条例第二条第二項第四号の規定の適用については、同号中「延長されている職員」とあるのは「延長されている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第二項の規定により勤務している職員を含む。）」と、第十三条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第二条第二号の規定の適用については、同号中「勤務している職員」とあるのは「勤務している職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第二項の規定により勤務している職員を含む。）第十条第二号において同じ。」と、第十四条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第四号の規定の適用については、同号中「延長されている職員」とあるのは「延長されている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部

を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第二項の規定により勤務している職員を含む。第十一条第四号において同じ。）とする。

（暫定再任用職員に係る特例）

31 当分の間、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして次に掲げる規定を適用する。

一 新給与条例第二十二條第三項、第二十三條第二項、第二十三條の三第二項及び第二十三條の四

二 第三条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第十二條の二第四項

三 第四条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二條の二第四項

四 第六条の規定による改正後の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新病院局職員給与条例」という。）第二十三條第四項

32 当分の間、前項各号に掲げるもののほか、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして次に掲げる規定を適用する。

一 新給与条例第十三條の六第二項、第十四條の五、第十四條の六及び第十六條第二項

二 新企業職員給与条例第二条第一項

三 第五条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第二項

四 新病院局職員給与条例第二条第一項

五 新職員勤務時間条例第五条、第七条第一項第一号並びに第十五條第三項及び第五項

六 新学校職員勤務時間条例第五条、第七条第一項第一号並びに第十三條第三項及び第五項

七 新育児休業条例第二十四條第二号及び第二十五條第一項

八 第十六條の規定による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第二条

33 この附則に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員（育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。）

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の三第三号及び第二条の四において」を「以下」に、「第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員にあつては、その養育する子が」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあつては当該子が」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第三号を次のように改める。

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とさ

れた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四を次のように改める。

（育児休業法第二条第一項本文の条例で定める場合）

**第二条の四** 育児休業法第二条第一項本文の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

三 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のた

めに特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合  
 四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六月到達日後の期間においてこの  
 条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合  
 第二条の五を削る。

第三条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条  
 第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤  
 職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特  
 定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係  
 る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に  
 改め、同号を同条第七号とする。  
 第三条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期  
 間)  
 第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で  
 定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正  
 前の職員の育児休業等に関する条例第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（  
 第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十九号

**職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例**

職員の特種勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改  
 正する。

附則第二項の前の見出し中「警察職員の」を削る。

令和四年九月三十日

附則第三項中「警察職員」を「職員（警察職員を除く。）」に、「第十一条」を「第五十  
 三条」に、「第二条第八号」を「第二条第五十一号」に改める。

附則第八項中「附則第五項から」を「附則第三項から」に改め、「この場合において」の  
 下に、「附則第三項中「職員（警察職員を除く。）」とあるのは「警察職員」と、「第五十  
 三条の規定にかかわらず、第二条第五十一号」とあるのは「第十一条の規定にかかわらず、  
 第二条第八号」とを加える。

**附則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特種勤務手当支給条例の規定は、令和  
 四年四月一日から適用する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十号

**大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように  
 改正する。

別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項中

長期優良住宅建築等計 画変更（譲受人の決定 及び区分所有住宅の管 理者等の選任に係るも のを除く。）認定申請 に係る審査手数料	一件	長期優良住宅建築等計 画認定申請に係る審査 手数料に規定する額に 二分の一を乗じて得た 金額。この場合、一〇 〇円未満の端数は、切 り捨てる。
--	----	---

一戸建ての住宅	一件	七二、三〇〇円 （確認書の提出がある 場合にあつては一五、 三〇〇円、評価書の提 出がある場合にあつて は二三、九五〇円）
---------	----	--

大分県報号外（条例）

			長期優良住宅維持保全 計画認定申請に係る審 査手数料
			共同 住宅 等
			床面 積の 合計
	五〇〇 平方メ ートル 以内	五〇〇 平方メ ートル を超え 一、〇〇 〇〇平 方メー トル以 内	一、〇〇 〇〇平 方メー トルを 超え、 二、五 〇〇平 方メー トル以 内
	一件	一件	一件
	定申請戸数に六、二〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては六、二〇〇円、評価書の提出がある場合にあつては一四、六〇〇円）	定申請戸数に五、三〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては五、三〇〇円、評価書の提出がある場合にあつては一、八〇〇円）	定申請戸数に六、二〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては三、八五〇円、評価書の提出がある場合にあつては九、三〇〇円）
長期優良住宅建築等計			
	二、五〇〇平方メートルを 超え、 五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを 超え、 一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを 超え、 二〇、〇〇〇平方メートル以内
	一件	一件	一件
長期優良住宅建築等計	定申請戸数に三、三〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては二、五〇〇円、評価書の提出がある場合にあつては六、〇〇〇円）	定申請戸数に二、七五〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては二、七五〇円、評価書の提出がある場合にあつては六、五〇〇円）	定申請戸数に三、三〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては二、四八四、〇〇〇円に認定申請戸数に二、五〇〇円を乗じて得た額を加算した額を認定申請戸数で除して得た金額。この場合、一〇〇〇円未満の端数は、切り捨てる。 （確認書の提出がある場合にあつては二、五〇〇円、評価書の提出がある場合にあつては六、〇〇〇円）
に改め、			

画変更（譲受人の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任に係るものを除く。）又は長期優良住宅維持保全計画変更認定申請に係る審査手数料

画又は長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る審査手数料に規定する額に二分の一を乗じて得た金額。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

同項の備考の欄第三号中「又は第五項」を「第五項又は第七項」に改める。

**附則**

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十一号

**大分県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

大分県建築基準法施行条例（昭和四十六年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に、「第八十七条の三五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。